

エピソード―届かなかったメッセージ― 揚がった国際信号

巡視船「えりも」(1268トン)は2004年9月2日午前10時30分すぎ、根室・花咲港を出港、根室半島の太平洋岸にそって、友知、歯舞の沖を順調に航海していた。

えりもは全長91.4メートル、幅11メートル、船尾の甲板にヘリコプターも搭載できる大型巡視船である。釧路海保に所属し、根室半島周辺の「国境の海」をパトロールすることもあるが、この日の任務は違っていた。北方領土を視察する小泉純一郎首相を案内するのが目的である。歴代の現職首相としては鈴木善幸(1981年)、森善朗(2001年)に続いて、3人目の北方領土視察だったが、過去の2人はヘリコプターを使った空からの視察で、海から視察するのは初めて。ヘリコプターの視察より、同行できるマスコミも多くなる、という思惑もあったとされる。

小泉の視察の直前、日本列島は大型で強い風を伴う台風16号に襲われていた。台風は鹿児島県・串木野市付近に上陸、九州を縦断し、日本海を北東へまっすぐ進み、津軽海峡を抜けるかたちで太平洋へ出た。そして、小泉の視察前日の9月1日、北海道・苫小牧市付近に再上陸し、その後、温帯低気圧に変わりながら北海道を横切り、オホーツク海へ抜けていた。

えりもが進む海上は幸い、その台風の余波も収まり、いつもの表情を取り戻したかのようにはみえた。波は2メートル。朝から薄曇のまざるの天気だったが、海上はもやがかかり視界は悪かった。

出港から約1時間20分、えりもは納沙布岬から3.7キロの貝殻島の付近に差し掛かった。北海道から最も近い北方領土・歯舞諸島のひとつである。えりもからの距離は2キロ。ぽつんと建つ白い灯台が海霧(ガス)の中に肉眼でも見える。小泉は、海保のマーク入りの白いジャンパーを着て、アッパーブリッジ(上部船橋)から外の甲板に出て、備え付けの双眼鏡で見入った。

ジャンパーを着ていても、風は冷たい。同行していた高橋はるみ北海道知事に「夏とは思えないね」と声をかけると、高橋は「もう9月ですから。これでも暖かいほうです」と応じた。

その直後だった。海霧の中から突然、右前方にくすんだ鉛色の物体が姿を現した。ロシア国境警備隊の警備艇だった。小泉は再び双眼鏡に手をかけて、警備艇を見ながら「向こうもこっちを見ているのかな」と笑った²³⁴。

警備艇に2枚の旗が揚がっているのが見えた。「U」「W」の国際信号である。

旗の信号はいろいろある。アルファベットのAからWまで、それと数字の0から9を組み合わせる。どんな信号か。分からなければ、手引書で調べることもある。しかし、「U」「W」旗はその中で、もっともポピュラーなものだ。船乗りであれば知らない人間はいない。

普通は船が港を出港するとき、港に停泊している船が「U」「W」の旗を揚げる。それに対し、出てゆく船は「U」「W」「1」の3枚の旗でこたえる。

「貴船の安全航行を願う」

「ありがとう」

という意味である。

ロシアの警備艇と、日本の巡視船との間でこのような信号のやりとりが行われることはなかった。えりもの乗組員は「こんなことは異例だ」と驚いた表情を見せた²³⁵。

²³⁴ 『朝日新聞』2004年9月3日。

²³⁵ 同上。

えりもは、その写真を撮影すると、小樽の第一管区海上保安本部（一管本部）へ送った。一管本部は「U」「W」旗を確認すると、東京の海上保安庁へ連絡、保安庁は外務省へ報告した。

ロシア側の反応に、外務省は胸をなでおろしただろう。というのも、小泉の北方領土視察について、ロシアは事前に厳しい批判を繰り返していたからだ。

視察3日前の8月30日、ロシア外務省は「視察は、日ロ関係に建設的要素をもたらす目的があるとは考えられず、日本の内政的な理由で行われる」「こうした行動は、日ロ平和条約締結交渉に肯定的な刺激を与えるどころか、逆に複雑化させるだけだ」との声明を発表²³⁶。視察当日、9月2日のタス通信も「(領土問題で)大掛かりな宣伝活動を始めた」「自らの内政的立場を強めるために領土交渉を利用する試みは成功した試しがない」などと不快感を示していた²³⁷。

こうしたロシア側の批判は的はずれでもなかった。視察が決まったのは9日前。官邸主導であり、外務省もその決定にはかかわっていなかった²³⁸。そのころ、小泉が力を入れていた日朝交渉も再開のめどがたたないなど、50%前後を維持してきた小泉の支持率は40%近くまで低下していた。年明け後の初めに予定されていた、ロシアのプーチン大統領の訪日を前に得意のパフォーマンスで支持率アップを、と思ったのではないかと、日本国内でも受け止められていた。

ロシアの神経を逆なでさせたのは、もうひとつ大きな理由があった。9月2日という日程である。59年前、日本が東京湾のミズリー艦上で、無条件降伏の文書に署名した日であり、それにもかかわらず、ソ連軍が択捉島に続き、国後、色丹、歯舞の占領を続けていたの日だった。そして、同じ日、スターリンは「ソ連国民に対する呼びかけ」で、1904-05年の日露戦争での敗北に言及したうえで、「40年間、われわれ古い世代のものはこの日を待っていた。(日露戦争で奪われた)南サハリン(樺太)とクリル(千島)列島がソ連邦へ移り、そして今後はこれがソ連邦を大洋から切り離す手段、わが極東に対する日本の攻撃基地としてではなくて、わがソ連邦を大洋と直接に結びつける手段、日本の侵略からわが国を防衛する基地として役立つようになる」と勝利を宣言していた。

小泉の視察日程は、国会と海外出張との関係で、偶然に決まったのだが、ロシアに対し、北方領土の奪還を目指す強い決意を示す「挑発」と受け止められても仕方がなかった。

そんなロシア側の反発に対し、日本側は、かつての鈴木首相のように「日本の首相が日本の領土を視察して何が悪い」と正面からはねつけるわけでもなかった。むしろ、ロシア側に気を使っていた。小泉の北方領土視察について、内閣府は「歓迎自粛」を根室市に要請した。これを受けて、小泉がえりもに乗船した花咲港では、約200人の市民が歓迎幕も垂れ幕もなく、100メートル以上も離れた岸壁から、しかも保安用フェンス越しに小泉の海上視察出発を見送っていた²³⁹。

3枚目の旗

「貴船の安全航行を願う」。ロシア警備艇が送った異例の「U」「W」の国際信号に対し、えりもは儀礼に沿って「U」「W」「1」の旗を掲げた。小泉はアッパーブリッジの甲板から、その旗をまぶしそうに見上げた²⁴⁰。

²³⁶ 『北海道新聞』2004年8月31日。

²³⁷ 『北海道新聞』(夕刊)2004年9月2日；9月3日。

²³⁸ 外務省関係者から聞き取り、2004年9月の取材。

²³⁹ 『北海道新聞』(夕刊)2004年9月2日。

²⁴⁰ 『北海道新聞』2004年9月3日。

警備艇は中間ラインを挟んでえりもとすれ違ふと、急旋回して、野付半島沖へ向かうえりもをしばらく追走し、再び海霧の中に姿を消した。

えりもはそのまま野付半島沖まで航海を続けた。中間ライン近くのえりもから、国後島ケラムイ崎まで約15キロ。しかし、海霧が視界をさえぎり、国後島を視認することはできなかった。「見えるような気がするけど、目の錯覚かな」。小泉はレーダーで島を確認すると、「(ロシア人が)目の先に住んでいるのだから友好的に正常化したいね」と語った²⁴¹。

えりもは反転し、往路と同じく根室半島を周回するコースをたどり、根室・花咲港へ戻った。往復約130キロの航程だったが、えりもは、この日の任務を無事、完了した。

そのころ、一管本部ではロシア警備艇が掲げた国際信号(旗)をめぐる「新たな発見」が職員たちを戸惑わせていた。

えりもから送られてきた写真を見ていた、ある職員が「U」「W」の2枚の旗の下に、もう1枚の旗が揚がっていることに気付いたのだった。よく見ると、それは数字の「1」だった。

警備艇はUWではなく、UW1の信号を送っていたのだ。

UW1の国際信号は、「貴船の安全航行を願う」と揚がったUWの返礼として、揚げるもので、先にあげることはない。

どう理解すればいいのか。多くの職員がいぶかる中で、その職員にはピンと来るものがあった。10年以上も前、ロシアに拿捕された日本漁船の動向を観察するため、警戒していたロシアの警備艇に呼びかけながら、ロシア沿岸の領海に近づいたことがあった。そのとき、警備艇がUW1の旗を掲げたのだった。「おや、間違えて掲げたのか」と思っていると、今度は砲塔をぐるぐる回し始めた。

「早く帰れ」「近づくな」「話もしたくない」というメッセージだった。

貝殻島近くで、えりもに近づいた警備艇は、さすがに砲塔を回すことはしなかったが、視察した小泉に「早く帰れ」という不快のメッセージを送ったのだった。この視察に対するロシア側の姿勢は変わっていなかった。

一管本部はすぐに海上保安庁へ訂正の報告を送った。それが外務省へ届いたかどうかは分からない。

この視察を受けて、4日の「イズヴェスチヤ」紙は在京ロシア大使館幹部の話として「日本政府は首相の視察に対するロシアの反応を間違って評価している」と伝え、翌2005年初めに予定されていたプーチン大統領の訪日が「危うくなるかもしれない」と警告した²⁴²。

この幹部の発言は、この日の視察に限定すれば極めて的を射ていた。小泉はロシア側のメッセージを正しく受け止めることができなかった。

この警告どおり、プーチン訪日はその後、延び延びになり、紆余曲折を経て、やっと2005年11月20日に実現することになる。

示された不快感

安全操業の枠組みで操業していた羅臼のホッケ刺し網漁船「第78栄幸丸」(19トン)が拿捕されたのは、プーチン訪日の17日前の11月3日だった。安全操業では初めての拿捕である。

協定は「違反操業は行われぬ」という前提で組み立てられている。ロシア側は臨検もしない、という暗黙の合意さえあった。ただ、実際は警備隊が操業中の漁船に入り、チェックすることはこれまでもあった。日本側はこれを「臨検」とはいわず、「訪船」と呼んだ。ガラス細工の協定である。灰色部分はあくまで灰色とし、あいまいなままにしていた。あうんの呼吸である。

²⁴¹ 『朝日新聞』2004年9月3日。

²⁴² 『北海道新聞』2004年9月6日。

安全操業とは、ロシア警備艇による拿捕や臨検、銃撃などの危険にさらされることなく操業することである。安全操業で拿捕される、ということは形容矛盾であり、それは安全操業が安全操業でなくなることだった。

これは拿捕ではない。翌4日、第78栄幸丸が所属する羅臼漁協の田中勝博組合長は記者会見して、「栄幸丸とは連絡がついていないが、ロシア当局の訪船指導を受け、話し合いがつかないため古釜布（ユジノクリリスク）に同行したと思う」と述べ、拿捕とは考えていない、との認識を示した²⁴³。

とはいえ、どう見ても拿捕は拿捕である。日本外務省は3日夜、モスクワの日本大使館を通して「北方四島に隣接する領海内での拿捕は容認できない」とロシア外務省に抗議したが²⁴⁴、ロシア外務省は「わが国にはわが国の立場があり、受け入れられない」と回答した²⁴⁵。

日本外務省は、プーチン大統領の訪日との関連について「事件自体は、訪日とは無関係と考えている」（ロシア課）との考えを示していた²⁴⁶。訪日を前に、騒ぎを大きくしないほうがいい、と判断したのだろう。

しかし、ロシア側の姿勢は硬かった。日ロ首脳会談を5日後に控えた16日、日本側は韓国・釜山で行われた日ロ外相会談で、早期釈放を求めたが²⁴⁷、抑留は続いた。日ロ首脳会談が行われた21日には、サハリン州検事局が船長を密漁の罪で、国後島ユジノクリリスク地区裁判所に起訴する²⁴⁸。当局が問題にしたのは、協定で認められていないエビ15匹、キンキ120匹、ツブ150個が船内にあったことだった²⁴⁹。

その首脳会談で、小泉はプーチンに「乗組員の即時解放を強く求めたい」と要請した。これにプーチンは「その問題は知っている。どんな問題でも解決できる」と述べ、前向きに対応する考えを示していた²⁵⁰。

首脳会談の日の起訴は、偶然ではないだろう。これは日本に対する、ロシア側のメッセージといえた。首脳会談では領土問題で双方の立場が真っ二つに分かれ、公式訪問では欠かせない共同声明の発表も見送りとなる異例の事態となっていた。

日ロ関係は、先の小泉による北方領土の視察を契機に再び、悪化していた。

日本の外交姿勢は森善朗前首相、鈴木宗男衆院議員、外務省の東郷和彦欧州局長らによる段階的返還も視野に入れた柔軟路線から、2002年2月の鈴木宗男議員をめぐるムネオスキャンダルを境に四島一括路線に戻った²⁵¹。これについて、日本側は、ロシア側に何も説明していない。これがロシア側の不信の根底にあるのだが、その後の修復作業も小泉の北方領土視察で吹き飛んだのだった。

プーチン大統領が日本を離れた翌日の23日夜、第78栄幸丸は突然、釈放を通告され、24日未明、船長ら乗組員5人は全員元気に羅臼へ戻った。

記者会見した船長は「(安全操業で許可されていないキンキやツブなど) 禁止魚種が船にあったが、海に戻すのが遅れただけ。25日に裁判だと聞いていたが、突然帰っていいと言われた。理由の説明はなかった。罰金などは払っていない」と語った²⁵²。

²⁴³ 『北海道新聞』（夕刊）2005年11月4日。

²⁴⁴ 同上。

²⁴⁵ 『読売新聞』（夕刊）2005年11月4日。

²⁴⁶ 同上。

²⁴⁷ 『北海道新聞』2005年11月17日。

²⁴⁸ 『北海道新聞』2005年11月22日。

²⁴⁹ サハリン州関係者からの聞き取り、2005年11月の取材。

²⁵⁰ 『北海道新聞』2005年11月22日。

²⁵¹ 本田『密漁の海で』第13章と第14章を参照。

²⁵² 『北海道新聞』（夕刊）2005年11月24日など。

だが、国境警備隊が第78栄幸丸を「訪船」した際に撮影したビデオには、キンキ120匹がケースの中にきちんと並べられている様子も映っていた²⁵³。混獲して、海に戻すはずのキンキが箱の中に並んでいるはずはない。ロシアの国境警備局は「船長が違反操業を認め、違法に漁獲した海産物の賠償金52300ルーブル（約20万9200円）を支払ったため」「日本との善隣関係を重視、全員解放した。賠償金だけで罰金も科さなかった」と説明した²⁵⁴。

「日本の法律も守れない者がいるのに、枠組みができて守っていけるのか聞きたい」。94年4月、外務省の西田恒夫ロシア課長が、ポキージン提案を受けて安全操業の実現に陳情にきた大矢快治根室市長に聞いたことがある。西田の懸念は図らずも的中することになった。

今回の拿捕は偶然だったのか、それともモスクワレベルで、ある意図のもとに行われたのか。おそらく、拿捕は国境警備隊が偶然にやったとはしても、その後の展開はモスクワレベルでの意志が働いていたことは間違いない。

それに、今回の拿捕は安全操業枠組み協定に反対した国境警備隊の立場を強めることになった。安全操業でも拿捕ができる、ということは、国境警備隊は日本漁船を取り締まることができる、自分の庭に入った他人を自分の手でチェックできる、という本来の権限を取り戻したのだ。一方、日本側にすれば、領海内操業を実現することで、北方領土での日本の立場を強化したはずだったが、それにほころびが生じた。確かに、異例の「領海内」操業とはいえ、入漁料を支払って漁獲するという普通の事業になってしまった、とみることもできる。

枠組み協定の前文には下記の文言がある。「この協定に規定する水域における日本国の漁船による商業的基礎に基づく・・・」

商業的基礎というのは、ただの修飾語にすぎない。ロシア側が国内の反発を押さえるため、そういう文言をいれたのだろうが、これが普通の事業になったとするならば、先に見たとおり、日本側はかなり割高な入漁料を支払う操業になる。

日ロ関係を映す「国境の海」

安全操業をめぐる歴史は、日ロ関係の歴史そのものである。拿捕を覚悟で貝殻島へ向かった零細なコンブ漁船、豊かな北方領土水域を目指し、「国境」を越えた刺し網、けた引き、カニかごなど一般の漁船、日本側の情報を渡す見返りに操業を黙認されたレボ船、高速で警備艇を振り切った特攻船、そして初めて日ロ両国の許可を受けて中間ラインを越える安全操業の船・・・。「国境の海」をさまざまな船が行き交ったが、そこには、その時代時代の東京・モスクワの関係が鏡のように映し出されてきた。

それはいまも変わっていない。

²⁵³ サハリン州関係者からの聞き取り、2005年11月の取材。

²⁵⁴ 『北海道新聞』（夕刊）2005年11月24日。